

# 五泉市オープンデータ推進ガイドライン



〔第1.0版〕

令和2年3月

新潟県五泉市

# 目 次

第1章はじめに	1
第2章オープンデータの推進に関する基本的な考え方	1
1. オープンデータを推進する意義・目的	1
2. オープンデータ推進のための基本原則	2
3. オープンデータ活用の推進体制	2
4. オープンデータ活用の推進に関するガイドラインの見直し	2
第3章オープンデータの推進に向けた取組の方向性	2
1. オープンデータに関する基本的ルール	2
2. オープンデータ利活用の検討及び推進	3
3. 当面の取組方針	3
4. 適用日	3
注 釈	4

## 第1章 はじめに

平成28年12月に施行された「官民データ活用推進基本法」によって、国や自治体に対し、オープンデータ(※1)の推進が義務付けられました。また、政府の官民データ活用推進基本計画である「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において「令和2年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%」という目標が掲げられています。

これらを踏まえ、本ガイドラインは、公的データの活用を促進することにより、市民生活における利便性の向上、市民・企業との協働、社会経済における新たなイノベーションが創出される社会の実現に向けて、五泉市(以下「本市」という。)におけるオープンデータの推進に向けた基本的な考え方や取組の方向性について示すものです。

## 第2章 オープンデータの推進に関する基本的な考え方

### 1. オープンデータを推進する意義・目的

#### (1) 行政の透明性・信頼性の向上

公共データが二次利用可能な形で提供されることにより、市民自ら又は民間のサービスを通じて、本市の施策等に関して十分な分析・判断を行うことが可能になります。これにより、さらなる行政の透明性や信頼性を高めることが可能となります。

#### (2) 市民参加、市民・企業等との協働の推進

オープンデータの活用が進展し、市民や企業等と情報共有が図られることで、本市における地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けて、市民や企業等からのアイデアを得ることが期待でき、オープンデータを活用した様々なサービスを通じて市民が行政に関心を持ち、さらなる参加・協働につながります。

#### (3) 地域経済の活性化

本市が保有するデータを営利目的も含めて二次利用を認めるものであり、これに伴い新たなサービスやビジネスの創出が期待でき、本市経済の活性化に寄与します。

#### (4) 行政における業務の高度化・効率化

本市の施策決定等において公共データを効果的に用いて分析することで業務の高度化が図られるとともに、庁内におけるデータ利用に関する手続きの簡略化やデータ加工の作業が容易になり業務の効率化が図られます。

## 2. オープンデータ推進のための基本原則

- (1) 本市が保有するデータは、法令、条例等による制約がある場合を除き、可能な限りオープンデータとして公開します。
- (2) 効率的にオープンデータを作成できるよう、通常業務におけるデータ作成過程において、機械判読可能なデータ形式（※2）の作成に努めます。
- (3) オープンデータ化する情報は、営利または非営利目的を問わず、すべての人が利用可能とします。
- (4) 費用対効果について十分に考慮し、効率的に取組を進めます。
- (5) オープンデータ化が可能な情報から順次公開に努めます。

## 3. オープンデータ活用の推進体制

オープンデータ活用の推進体制は、本市の最高情報セキュリティ責任者（副市長）が統括する情報セキュリティ委員会のもとに、全庁的な体制によって推進します。

## 4. オープンデータ活用の推進に関するガイドラインの見直し

本ガイドラインの内容は、今後の国における検討や技術の進展などを踏まえ、随時改定していくものとします。

# 第3章 オープンデータの推進に向けた取組の方向性

## 1. オープンデータに関する基本的ルール

### (1) 対象とするデータ範囲

内閣官房IT総合戦略室の推奨データセット（※3）や本市のホームページで公開しているデータを優先してオープンデータ化し、これから公開していくデータについても、利用ニーズ、効果、コスト等を考慮したうえで順次オープンデータ化します。ただし、「個人情報・機密情報が含まれているデータ」、「第三者の権利が含まれているデータ（当該第三者から許諾を得たものを除く）」、「個別法の規定により二次利用が制限されているデータ」などは対象としません。

### (2) 重点的に公開するデータの分野

「くらし」、「市政」、「安全・安心」といった分野ごとに、各種統計情報、業務改善や課題解決に広く活用できる情報などについては、積極的にオープンデータとして公開します。

### (3) 二次利用を可能とする利用ルールの設定

オープンデータとして公開する情報は、原則として二次利用を認めることとします。

二次利用が可能であることを分かりやすく表示するため、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス※4」を活用し、その中でも可能な限り「CC-BY※5」による公

開を検討します。また、第三者の権利が含まれているデータや、個別法令による制約がある等の理由により商業利用や改変が認められない場合は、その旨を併せて明示することとします。

なお、数値データ、簡単な表・グラフ等の著作権の保護対象外である情報については二次利用の制限が無いことを明示します。

(4) 機械判読に適したデータ形式での公開

オープンデータ化するデータについては、可能な限り特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（CSV※6形式等）での公開を行います。なお、他のデータとの横断検索等が容易となる高度な利用が可能なデータ形式（RDF※7形式等）での公開についても検討し拡大していきます。

(5) 第三者が著作権等の権利を有する情報を含むデータの取扱い

本市が公開するデータによっては、第三者が著作権その他の権利を有している場合があり、第三者が著作権を有している箇所や、第三者が著作権以外の権利（例：写真につき肖像権・パブリシティ権等）を有しているデータについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得るものとします。

(6) 二次利用のための必要な情報及び免責事項の明示

データの公開にあたっては、情報の時点や作成日、作成方法など、二次利用のために必要な情報を可能な限り提供するとともに、オープンデータを利用して生成された情報により第三者が損害を被った場合、本市はその責を負わない旨を明示するものとします。

## 2. オープンデータ利活用の検討及び推進

オープンデータの利活用を促進していくことは、市民生活の向上につながるなど、本市にとって有益な効果をもたらす重要な取組と考えます。このため、本市では、利活用に関し積極的に検討を行うほか、民間が行う利活用の取組についても、その趣旨及び内容を検討したうえで連携・協働して推進します。

## 3. 当面の取組方針

内閣官房IT総合戦略室の推奨データセットや既に本市のホームページで公開しているデータから順次オープンデータ化し、適宜見直しながら段階的にデータセットを拡大していくとともに、企画政策課が中心となって、利用者のニーズ把握や職員のオープンデータに関する知識や意識を向上させ、各課が主体的に取り組むことが出来る環境づくりを推進します。

## 4. 適用日

本ガイドラインは、令和2年4月1日から適用するものとします。

## 注 釈

### ※1 オープンデータ

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、「①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの」、「②機械判読に適したもの」、「③無償で利用できるもの」のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータ。

### ※2 機械判読可能なデータ形式

コンピュータプログラムが、その構造や内容を自動的に判別し、加工や編集などの処理を行うことができるデータ形式のことを、「機械判読可能なデータ形式」（例：CSV・XML・RDFなど）と呼ぶ。

### ※3 推奨データセット

オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、そのデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたもの。基本編（オープンデータに取り組み始める地方公共団体向け）と応用編（地方公共団体、民間事業者向け）がある。

### ※4 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CCライセンス）

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするため、国際的に利用されているルールであり、利用に関して、著作権者が「著作権者の表示をする」又は「非営利に限定する」など、様々なレベルの条件を選択して表示する。代表的なライセンスの種類や利用条件などは、以下の表のとおり。（いったん公開すると、上から下の利用条件に変更することはできない。）

名称	利用の条件			
	出典表示	営利目的	改変	改変後同ライセンス
CC-BY	必須	許可する	許可する	任意
CC-BY-SA	必須	許可する	許可する	必須
CC-BY-ND	必須	許可する	許可しない	任意
CC-BY-NC	必須	許可しない	許可する	任意
CC-BY-NC-SA	必須	許可しない	許可する	必須
CC-BY-NC-ND	必須	許可しない	許可しない	任意

### ※5 CC-BY

原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いCCライセンス。

## ※6 CSV

Comma Separated Values の略。項目をカンマ「,」で区切ったテキストデータおよびテキストファイル。シンプルな構成と汎用性の高さが特徴で、様々なアプリケーションで開くことができる。

## ※7 RDF

Resource Description Framework の略。特にメタデータ（データの意味について記述したデータ）を記述することを目的としており、コンピュータが扱う情報の分類や検索等の自動化・効率化を図ることができる。